

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も。

新潟県最低賃金は
時間額 753円
になります

新潟県最低賃金は、従来の時間額731円から22円引き上げられ、本年10月1日から753円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金・キャリアアップ助成金制度も設けられておりますので、ご相談ください。

- 最低賃金、業務改善助成金に関するご相談は
 - ・新潟県最低賃金総合相談支援センター（新潟県社会保険労務士会内）
電話：0120-009-229 ・ 025-250-5222
相談メール：soudan@sr-niigata.jp
ホームページ：<http://www.sr-niigata.jp/>
 - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話：025-287-3527
- キャリアアップ助成金に関するお問い合わせは
 - ・各ハローワーク
- 最低賃金に関するお問い合わせは
 - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504
 - ・各労働基準監督署